

## 高津区高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

### (目的)

第1条 高津区高齢者見守りネットワーク事業(以下「本事業」という。)は、これまで民生委員等と行政、地域包括支援センターが連携の上取り組んできた見守り事業に加え、民間事業者等と連携することにより、地域に暮らす高齢者の異変に早く気づき、何らかの支援を必要としている高齢者を発見し、適切な支援につなげるなど、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的とする。

### (事業主体)

第2条 事業主体は高津区役所とし、通報を受ける窓口は高津区地域包括支援センターとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力団体 高津区内で地域活動を行っている団体
- (2) 協力事業者 見守り対象者の発見・通報・支援を担う民間事業者等で協定を締結した者

### (事業内容)

第4条 本事業は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 協力団体及び協力事業者と見守りのネットワークを構築し、発見・通報から支援に至るまで連携を図る。
- (2) 協力事業者は、高齢者の異変を把握した場合は、管轄の地域包括支援センターに通報すると共に、必要な支援を行う。
- (3) 協力事業者の拡充に努める。
- (4) 協力団体の拡充に努める。

(5) 情報交換及び研修を兼ねた交流会を実施する。

(6) 地域における高齢者に区民同士がお互いに関心を持ち、困ったときに動けるコミュニティづくりのために本事業の普及啓発に努める。

(協力事業者の参画)

第5条 協力事業者は、協定書（第1号様式）を高津区役所と締結することで、協力事業者として事業に参画する。

2 本事業協力事業者として参画できない事業者及び業種の基準は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業自体が見守りも含んでいる事業者(配食サービス等)及び介護関係事業者

(2) その他区長が不相当と判断する者

(交流会)

第6条 交流会は、情報交換及び研修の場とする。

2 交流会は、本事業の円滑な運営、進行管理のために開催する。

3 交流会は関係団体で構成する。

4 交流会は高津区役所が必要に応じて招集する。

(個人情報の取り扱い)

第7条 個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「保護条例」という。）の規定によるものとし、高齢者のプライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

2 協力事業者及び協力団体は、事業の実施により知りえた個人情報を、この事業の目的以外に利用、漏洩してはならない。また、この事業の構成員でなくなった後も同様とする。

3 関係団体が支援を行う場合の外部提供情報は、保護条例第11条を適用す

るものとし、その情報は高齢者の発見及び支援に必要な最小限度のものとする。

4 提供先における情報の取り扱いは、保護条例第 4 条及び第 5 条を適用するものとし、事務局は協力事業者及び協力団体に対し、個人情報の重要性について周知を図るものとする。

(事務局)

第 8 条 本事業の事務局を高津区役所保健福祉センター地域支援担当に置く。

(雑 則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の運営について必要な事項は高津区役所において、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

## 「高津区高齢者見守りネットワーク」に関する連携協定書

川崎市高津区（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、高津区内の高齢者を地域社会全体で見守る体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的として、「高津区高齢者見守りネットワーク事業実施要綱」に基づき、以下のとおり協定を締結する。

### （連携事項）

第1条 甲と乙は、「高津区高齢者見守りネットワーク」の構築に取り組み、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者の発見、情報の連絡及び支援に至るまで相互協力を図るものとする。

2 乙は、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を発見した場合、管轄の地域包括支援センターに連絡する。

3 前項で定める事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に情報交換や協議を行うものとする。

### （個人情報の取り扱い）

第2条 甲は個人情報を提供する場合、川崎市個人情報保護条例の規定によるものとし、高齢者のプライバシー保護の観点から、特に慎重に取り扱うものとする。

2 乙は事業の実施により知り得た個人情報は、この事業の目的以外に利用、漏洩してはならない。また、この事業の構成員でなくなった後も同様とする。

### （協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

### （協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

### （疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合には、甲乙協議して定めるものとする。

本協定書は、協定を締結した日から効力が発生する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 川崎市高津区  
高津区長

乙